

「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」について

1 目的

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月 16 日施行）を踏まえ、部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てるため。

2 策定の経緯と取組の方向性

- 平成 14 年の特措法の法切れとともに、同和問題が個別的な人権問題の一つとして捉えられ、部落問題学習の取組が弱まったことなどにより、これまでの取組が同和問題の解決や理解を進めるには充分でなかった。
- 現在も、賤称語を用いた差別発言が起きている。
- 近年、インターネット上では部落差別に対する誤った認識や差別を助長する書き込みが大量に流布されている。

【現在の取組状況と方向性】

- ・「個人権課題（小一中一高）学習系統表〈同和問題編〉」（H28）による、系統的な指導計画の作成と授業実践、及び具体的な教材と指導案の作成
- ・学習資料「部落差別解消法より学ぶ」（H29）により教職員への法の周知
- ・学習資料「人権の『授業づくり』のすすめかた」（H29）による、人権学習の授業づくりの推進

3 指導方針

- 1 児童生徒の人権問題の解決に向かう実践力を高める取組を推進する
 - (1) 校種間連携をすすめ、系統性のある部落問題学習を推進する
 - (2) 人権問題の解決に向かう力を育てる学習を実施する
 - (3) インターネット上の差別等、新たな事象への対応への取組を推進する
- 2 教職員の専門的知識と指導力を高める取組を推進する
 - (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する教職員研修を徹底する
 - (2) 部落差別の現実について深く学ぶ研修内容の充実を図る
- 3 学校や地域の実態に応じた取組を推進する
 - (1) 実態調査等をもとにした取組を推進する
 - (2) 地域等における部落差別の解消に向けた取組と連携を図る

部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針

大分県教育委員会

平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法律は、「部落差別」の名称を冠した初めての法律であり、現在もなお部落差別が存在することやその解消が重要な課題であること、解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としている。大分県教育委員会では、「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、部落差別の解消を核とした人権教育を推進するため、部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針を策定する。

指 導 方 針

1 児童生徒の人権問題の解決に向かう実践力を高める取組を推進する

- (1) 校種間連携をすすめ、系統性のある部落問題学習を実施する。
- (2) 人権問題の解決に向かう力を育てる学習を実施する。
- (3) インターネット上の差別等、新たな事象への取組を推進する。

2 教職員の専門的知識と指導力を高める取組を推進する

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する教職員研修を徹底する。
- (2) 部落差別の現実について深く学ぶ研修内容の充実を図る。

3 学校や地域の実態に応じた取組を推進する

- (1) 実態調査等をもとにした取組を推進する。
- (2) 地域等における部落差別の解消に向けた取組と連携を図る。

具体的な取組 1

校種間連携と系統性のある部落問題学習

- 学校は、『(小一中一高)学習系統表<同和問題編>』(平成 28 年：人権・同和教育課)を活用し、人権教育の年間指導計画に部落問題に関する教育内容を位置づけ、系統的で計画的な指導となるようにする。
- 学校は、学習系統表に基づいた具体的な教材や指導案等の活用により部落問題学習を行う。

<p>人権問題の解決に向かう力を育てる学習</p>	<p>○学校は、『人権の「授業づくり」のすすめかた』（平成 29 年：人権・同和教育課）を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指す。つけたい資質・能力を明確にし、教職員からの一方的な説明にとどまることなく、児童生徒が対話的に進める授業を通して、問題意識を持ったり、自分のこととして考えを深めたりするよう配慮する。</p>
<p>インターネット上の差別等への取組</p>	<p>○学校は、インターネット上の差別的な書き込みや差別や偏見を助長する情報について、学習資料や指導案等を活用し、正しく判断できる能力を育成する学習を行う。</p>

具体的な取組 2

<p>教職員研修の徹底</p>	<p>○学校は、人権研修の中に部落差別に関する内容を明確に位置づけ、『部落差別解消法より学ぶ』（平成 28 年：人権・同和教育課）を活用し、法律の主旨や施行の背景について継続して研修を実施する。</p> <p>○県は、校内研修や市町村教委の人権教育主任研修等の支援を積極的に行う。</p>
<p>研修内容の充実</p>	<p>○学校は、大分県人権問題講師団等を活用した当事者からの講義やフィールドワーク等、より体験的な研修となるよう研修形態や手法について工夫する。</p>

具体的な取組 3

<p>実態調査等をもとにした取組</p>	<p>○県及び学校は、「公立学校人権教育実態調査」等により部落差別についての取組状況を把握・検証し、児童生徒の実態に応じた学びとなるようにする。</p> <p>○県及び学校は、「就職・進学アンケート」等により違反選考の状況を把握・検証し、違反質問や統一応募用紙などについての学習を実施する。</p>
<p>地域等の取組との連携</p>	<p>○学校は、人権学習の授業公開などを活用し、校種間の連携を進める。</p> <p>○学校及び教職員は、地域の人権啓発イベントや各地区人権教育研究会等の取組に積極的に参加し、地域が一体となった取組を推進する。</p>

＜策定の経緯と実施上の留意点＞

同和問題（※）の解決については、昭和40年「同和対策審議会答申」の中で、同和問題は憲法で保障された基本的人権に関する重要な社会問題であることや、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示された。昭和44年には「同和対策事業特別措置法」が施行され、以後、法律の延長や名前の変更を行いながら同和対策事業が実施された。その間の取組で、住環境の改善が進む等の成果が見られる一方で、差別意識や差別事象については、十分な成果が上がっていないことが、平成5年の同和地区実態把握等調査（総務庁地域改善対策室）で指摘された。

その後、同和問題の解決に向けた教育・啓発のあり方について、平成8年の地域改善対策協議会による意見具申の中で、同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるとの認識を示し、更に、この問題の解決に向けた今後の取組みを人権に関わる問題の解決につなげていくことが明示された。これを踏まえて、国は平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を策定し、様々な人権課題も含めて人権教育・啓発を進めてきたが、同和問題に対する差別意識は依然として残され、むしろ新たな差別が生み出されている状況がある。

そのような状況を受け、本県においては、昭和52年策定の「大分県同和教育基本方針」に基づき、同和問題の解決に向け同和教育を進めてきた。その後、平成13年には「同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」の通知文により学校教育、社会教育における見直しの視点を示し、人権教育として推進してきた。平成17年1月に「大分県人権教育基本方針」、更に、18年2月に「大分県人権教育推進計画」を策定した。平成27年2月には「推進計画」を改訂し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、学校教育と社会教育の両面から具体的に取組を行っている。

しかし、平成25年の県民意識調査から、これまでの様々な人権問題の解決に向けた取組が、同和問題の解決や理解を進めるには充分ではなかった状況もみられた。これは、平成14年に特別措置法の期限が切れたことにより、同和問題が個別的な人権課題の中の1つとして捉えられ、学校における部落問題学習の取組が弱まったことも背景にあると考えられる。

平成28年度に実施した、公立学校人権教育実態調査によると、県内の小・中学校及び高等学校において、同和問題を授業で扱った割合は90.2%で、県内のほとんどの学校で授業が実践されているという結果であった。しかし、現在においても賤称語を用いた差別発言などが起きていることから、教職員自身の同和問題に対する理解が足りなかったことや、児童生徒への学習が知識の伝達にとどまり、部落差別をなくす実践や行動につながる学習に結びついていなかったことにも原因があると考えられる。さらに、近年、インターネット上では部落差別に対する誤った認識や差別を助長する書き込みが大量に流布されていることから、より一層の推進が必要であると考ええる。

本方針は、部落差別の解消に関わる取組を核として人権教育を推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てることを目指すものである。

この方針の実施にあたっては、より効果的かつ総合的に推進するため、人権教育に関わる県・市町村・関係機関及び研究団体等の各実施主体が、その担うべき役割を踏まえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化する必要がある。

また、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方に多様な意見があることをふまえ、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるよう十分留意しながら進めるものとする。

（※部落差別を原因とする社会問題のことを同和問題という）